

お 知 ら せ

あなたのお仕事には、「杉並区公契約条例」が適用されます。

この条例に基づき、杉並区が定める賃金の下限額が定められています。

(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

ご自身の賃金が下記の労働報酬下限額より低いと思う場合、杉並区又は受注者等に申出ることができます。

適用される労働者の範囲

- ・ 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者
(下請業者・再委託先の労働者、一人親方も含む)

労働報酬下限額

<建築工事の場合>

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額
見習い、手元等は1時間当たり1,619円

<業務委託及び指定管理協定の場合>

1時間当たり1,400円

<申出をする場合の連絡先>

- 杉並区（総務部経理課契約係）
電話：03-5307-0612
- 受注者（元請業者、雇用主）
電話： — —

- ※ 申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※ 下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者（元請）が連帯して賃金を支払うことが定められています。

公共工事設計労務単価に 90% を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価に換算した額					
職種		1 時間当たり	職種		1 時間当たり
1	特殊作業員	3,364 円	27	普通船員	3,465 円
2	普通作業員	3,015 円	28	潜水員	5,614 円
3	軽作業員	2,082 円	29	潜水連絡員	4,107 円
4	造園工	3,049 円	30	潜水送気員	3,983 円
5	法面工	3,758 円	31	山林砂防工	3,612 円
6	とび工	3,702 円	32	軌道工	6,458 円
7	石工	3,690 円	33	型わく工	3,567 円
8	ブロック工	3,432 円	34	大工	3,420 円
9	電工	3,668 円	35	左官	3,713 円
10	鉄筋工	3,668 円	36	配管工	3,218 円
11	鉄骨工	3,330 円	37	はつり工	3,387 円
12	塗装工	3,882 円	38	防水工	4,062 円
13	溶接工	4,163 円	39	板金工	3,848 円
14	運転手（特殊）	3,432 円	40	タイル工	3,049 円
15	運転手（一般）	2,858 円	41	サッシ工	3,612 円
16	潜かん工	4,163 円	42	屋根ふき工	3,814 円
17	潜かん世話役	4,984 円	43	内装工	3,713 円
18	さく岩工	4,455 円	44	ガラス工	3,555 円
19	トンネル特殊工	4,028 円	45	建具工	3,205 円
20	トンネル作業員	3,488 円	46	ダクト工	3,330 円
21	トンネル世話役	4,557 円	47	保温工	3,117 円
22	橋りょう特殊工	3,915 円	48	建築ブロック工	3,303 円
23	橋りょう塗装工	3,994 円	49	設備機械工	3,150 円
24	橋りょう世話役	4,568 円	50	交通誘導員 A	2,273 円
25	土木一般世話役	3,645 円	51	交通誘導員 B	1,980 円
26	高級船員	4,298 円			